

居宅介護支援事業所 運営規程

医療法人社団京健会

居宅介護支援事業所さいきょう

医療法人社団京健会 居宅介護支援事業所さいきょう 運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者・要支援者等及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類及び内容、居宅介護（予防）サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条
1. 利用者が可能な限り住みなれた居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮し、地域で尊厳を持って生活を継続できるよう、適切に身体介護その他生活全般にわたる支援を行なう。
 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行なう。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。
 4. 事業の運営に当たっては、福祉事務所等の行政機関、地域包括支援センター、関係医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 上記の他、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年京都府条例第18号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第13条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 6. 事業所は、上司や同僚、利用者やその家族等からの職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団京健会 居宅介護支援事業所さいきょう
- (2) 所在地 京都市右京区西院北矢掛町39-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 (以下居宅介護支援事業所という)

医療法人社団京健会 居宅介護支援事業所さいきょうに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 代表責任者：医師1名
代表者は、適切な事業運営が行なわれるよう総括する。

(2) 管理者：1名 (主任介護支援専門員)

管理者には主任介護支援専門員を配置し、所属職員を指導監督する。また従業者からの業務等に関する相談に応じ、適切に対応・対処する。

(3) 介護支援専門員：1名以上 (1名は管理者と兼務)

(4) 事務職員：1名以上

介護支援専門員のサービスの取り扱いに関する基準は平成11年厚生省令第38号13条を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時00分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：自宅、又はさいきょうクリニック相談室等

(2) 使用する課題分析票の種類：全社協方式

(3) サービス担当者会議の開催場所：自宅、又はさいきょうクリニック内等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問。原則として月1回訪問

(通常の事業の実施範囲)

第7条 原則として右京区(京北を除く)、中京区、下京区、南区とする。

(利用料等)

第8条 1. 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。

2. 実施地域外交通費、その他支援にかかる実費費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(苦情処理)

第9条 1. 居宅介護サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講ずるものとする。

2. 本事業所は、提供した居宅介護サービスの内容に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 本事業所は、提供した居宅介護サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第10条 1. 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
3. 本事業所は、居宅介護サービスに関する記録を整備し、居宅介護サービス完結の日から5年間保存するものとする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団京健会が定求めるものとする。
5. 業務継続計画の策定等
- 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を計画的に実施するものとする。
- 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続、計画の変更を行なうものとする。

(居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について)

- 第11条 1. サービス事業者の選択に当たっては利用者もしくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業者の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画的に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。
2. 利用者等に対し、利用者が病院等に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先等を、医療機関等に対し伝えるよう依頼をおこなうこととする。そのためにも連絡先を保険者証やお薬手帳等と合わせて保管するよう依頼する。
3. サービス担当者会議の開催
- 居宅サービス計画原案を作成した場合は、原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、各サービス事業所担当者の専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 但し、終末期の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図る。
- 介護支援専門員は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用としたモニタリングを可能とするが少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

4. 虐待の防止

事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じる。

虐待の防止のための指針を整備する。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を、常に心がけながらサービスの提供に当たるよう、組織内体制（責任者の選定、従業者に研修等）を行い、虐待の未然防止に努める。

虐待等を早期発見できるように必要な措置を取り、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届け出について、適切な対応をする。

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための措置を実施する。

上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5. 身体拘束等

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない身体拘束を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染が疑われる状況と判断した際は事業所で定める感染対策を行い、自身の予防及び更なる感染拡大を防ぐための措置を講じる。

（付則）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

下記に改定の履歴を示す。

平成27年3月21日

平成30年3月1日

令和3年4月1日

令和6年4月1日